

## 熊本県かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要項

### 1 目的

うつ病は精神症状以外に身体症状が出ることも多く、内科医等のかかりつけの医師を初めに受診することが多い。また、思春期精神疾患については小児科医等かかりつけの医師を受診することが多い。

これらの理由により、日頃から受診するかかりつけの医師に対し、必要かつ適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等の習得に資する研修を実施することにより、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による自殺対策の一層の推進を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1) 研修企画委員会の設置

うつ病等の精神疾患に関する専門家等からなる研修企画委員会を設置し、効果的な研修が実施できるように別記カリキュラム例を参考に研修内容に係る企画・立案を行う。

#### (2) かかりつけ医うつ病対応力向上研修の開催

「精神障害関係従事者養成研修事業について」（平成26年3月31日付け障発0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に示された研修のうち、「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施する。

##### ①研修対象者

県内に開業又は勤務する医師（診療科目は問わない）

##### ②実施内容

かかりつけの医師として必要かつ適切なうつ病診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等の習得に資する内容とする。

#### (3) 受講者の募集、講師との連絡調整等、研修の開催に伴う準備

#### (4) 研修実績（研修修了者名簿）のとりまとめ

#### (5) 修了証書の交付及び研修修了者名簿の管理

### 3 実施主体

本事業は、熊本県及び熊本市が共同で実施する。ただし、業務の一部を適切な事業運営が確保できると認められる公益社団法人等に委託することができるものとする。

4 研修修了者への修了証書の交付

熊本県は、研修修了者に対し、別紙様式により、修了証書を交付する。

5 研修修了者名簿の作成

熊本県及び熊本市は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成29年7月11日から施行する。

別記

かかりつけ医うつ病対応力向上研修カリキュラム例

研修項目	研修内容	時間数
I 「基礎知識」編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ うつ病の特徴</li> <li>・ うつ病患者の実態</li> <li>・ うつ病と身体疾患との関係</li> <li>・ うつ病と自殺との関係</li> <li>・ うつ病以外の精神疾患</li> <li>・ うつ病とアルコールの関連</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	60分
II 「診断・治療」編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ うつ病を疑う症状</li> <li>・ うつ病のスクリーニングの方法</li> <li>・ 軽症から中等症のうつ病に対する標準的な治療法</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	60分
III 「連携」編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域において利用可能な制度や社会資源について</li> <li>・ 地域におけるうつ病に関するかかりつけ医の役割</li> <li>・ 地域における専門医療機関の紹介</li> <li>・ 診療報酬について</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	60分
IV 「実践」編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 症例検討（不眠・身体的不調を主訴とし、うつ病が疑われる症例への内科等のかかりつけ医としての対応等）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	60分

別紙様式

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

年

月

日

あなたは、厚生労働省の定める「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を修了したことを証します

令和

年

月

日

熊本県知事

印